企業会計基準適用指針公開草案第6号

「「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針(案)」の公表」へのコメント

平成 15 年 9 月 3 日 日本郵船株式会社

このたび公表されました上記公開草案に対する当社としてのコメントを以下の通り申し上げます。

1.将来キャッシュ・フローの見積り期間に関して

当社の主たる事業である海上運送業においては、主として管理会計上の区分などを勘案して資産のグルーピングを行うことになるものと思われます。その場合、個々の資産グループには複数の船舶が主要資産として含まれることになるものと思われますが、この船舶には新造のものから長期に使用されたものまでが含まれる可能性があり、かつ個々の船舶について主従の識別がしにくい場合が考えられます。又、資産グループに属する船舶は本来の使用可能年数経過以前に売却されて処分される場合もあり、さらにそのような場合に別途新規に船舶が購入されて全体としての資産グループの規模が維持されることがあります。個々の船舶が独立したキャッシュ・フロー生成の単位ではなく、船隊全体が生成の単位と考えられます。このように、資産グループの個別の資産に入れ替えが不規則に発生するものの、概ね全体で一定の規模を維持すると合理的に考えられる場合には、将来キャッシュ・フローを見積る期間は、通常新規に購入された船舶がその資産グループにて使用された場合に想定される経済的残存使用年数となるべきものと考えます。

2.減損損失に関して

当社の海上運送業における資産グループにおいては、船舶が主要資産となるものと考えられますが、特定の資産グループにおいては自社にて保有する船舶に加えて、多数の外部から傭船した船舶を使用して運航する場合があります。この様な船舶の傭船期間は1年未満の短期間のものから長期のものまで含まれる場合があり、個々の資産グループに属する船舶は(自社保有と傭船を含めて)全体で特定の品目の運送や顧客との運送契約の履行に従事しており、個別の船舶が一隻毎に独立してキャッシュ・フローを生み出す単位であるとは考えることの出来ない場合が殆どです。このような資産グループの将来キャッシュ・フローの見積りには、自社保有や傭船に係わらず、運航される全ての船舶によって生ずるキャッシュ・フローを含むことになるものと思われます。この資産グループにおいて減損を行うかどうかを検討する場合あるいは減損損失の測定においては、将来キャッシュ・フローと比較される帳簿価額は自己保有の資産の帳簿価額のみになります。同様の事業を全て外部からの傭船による船舶を運航することによって行った場合には、当該

会計基準の対象となる資産が存在しないために減損の検討自体がなされないことになるものと思われます。実質的に同じようなキャッシュ・フローを生み出す事業であっても、その資産を保有するか否かによって会計上認識する損失の額が異なるということになりますが、この点はどのように理解したら宜しいでしょうか。即ち、上記のように自社保有の船舶と傭船による船舶が集合した船隊によって事業が営まれる部門(資産グループ)において、減損損失を認識することになった場合においても、傭船による船舶から生じた損失の部分も全て自己保有船舶に集約して減損損失を認識することになるのでしょうか。

3.外貨建ての資産に関する減損損失

当社において、複数の在外子会社が一つの資産グループを形成しており、かつその資産グループのキャッシュ・フローが外貨を主とするものと考えられる場合があります。このような場合に、各子会社の個別財務諸表において減損損失が計上されず、当社の連結財務諸表のみにおいて減損損失を計上すべき状況が想定されます。減損損失をその測定時の為替相場により円換算し、連結財務諸表上のみで減損損失を計上した場合には、翌決算期以降の資産の円換算額や(減価償却資産の場合には)連結財務諸表上での減価償却費の計上額が歪んだものになると思われます。即ち、翌期以降の期末時点で在外子会社の個別財務諸表上の資産を円換算し、その後に円貨額で確定している減損損失額を差引くのであれば減損損失を計上した時点からの為替相場の変動分だけその資産の額及び減価償却費も変動することになります。

以上